

函館コミュニティプラザ条例

(設置)

第1条 若者の自主性および社会性の向上に資する場ならびに市民の多様な活動を支援し、および市民が相互に交流する場を提供することにより、中心市街地のにぎわいの創出を図るため、市にコミュニティプラザを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館コミュニティプラザ

位置 函館市本町24番1号

(開館時間および休館日)

第3条 函館コミュニティプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間および休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 若者の自主性および社会性の向上のための企画に関すること。
- (2) 市民への活動の場の提供、市民の活動に関する情報の提供その他の市民の多様な活動の支援に関すること。
- (3) 市民への交流の場の提供その他の市民の相互の交流の促進に関すること。
- (4) その他プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 プラザに次に掲げる施設を置く。

- (1) 多目的ホール
- (2) イベントスペース
- (3) フリースペース
- (4) キッチンスペース
- (5) 多目的室

(使用の許可)

第6条 前条第1号から第3号までに掲げるプラザの施設を専用使用しようとする者ならびに同条第4号および第5号に掲げるプラザの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係るプラザの施設を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、附属設備または備付物件を使用しようとするときは、別表第2に定める使用料を当該附属設備または備付物件を使用する日までに納めなければならない。

3 前2項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項および第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第11条 プラザの使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(販売行為等の禁止)

第13条 市長の許可を受けた者以外の者は、プラザにおいて、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第14条 使用者は、使用の許可を受けたプラザの施設の使用を終了したとき、または第12条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第15条 プラザに入館した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第16条 市長は、プラザに入館しようとする者または入館した者が第7条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させ

ることができる。

(指定管理者による管理)

第17条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条の事業の実施に関すること。
- (2) プラザの使用の許可および制限に関すること。
- (3) プラザの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条、第7条、第11条から第13条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区 分	時間区分			
	午前10時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
多目的ホール	1,600円	2,400円	2,400円	2,400円
イベントスペースA	1,400円	2,100円	2,100円	2,100円
イベントスペースB	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
フリースペース	1,200円	1,800円	1,800円	1,800円
キッチンスペース	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円
多目的室	800円	1,200円	1,200円	1,200円

備考 使用者が2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず、入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。）を徴収する場合は、上表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

別表第2（第9条関係）

区 分		使用料		摘 要
		単位	金額	
多目的ホール	映像設備	一式	1,500円	プロジェクター，電動スクリーン，切換器
イベントスペースB	映像設備	一式	1,900円	プロジェクター，電動スクリーン，切換器，無線対応プレゼンテーション用機器
	音響設備	一式	2,500円	ワイヤレスチューナー，ミキサー，CDプレーヤー，アンプ，マイク，マイクスタンド
	照明設備	一式	2,100円	水平トライト，スポットライト，調光器
多目的室	編集機器	一式	600円	パーソナルコンピュータ，映像編集ソフト，録音機材，マイク，マイクスタンド，ビデオカメラ，三脚

備考 上表の規定による使用料の額は、別表第1に規定する時間区分のうちいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。